

議会改革推進特別委員会 活動報告書



令和5年3月23日
議会改革推進特別委員会

【目 次】

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	組織及び目的等・・・・・・・・	2
	(1) 組織の名称	
	(2) 委員名簿	
	(3) 設置目的	
	(4) 設置期間	
3	活動の概要・・・・・・・・	3
	(1) 特別委員会設置までの経緯	
	(2) 議会改革推進特別委員会の活動	
4	おわりに・・・・・・・・	5
5	資料編・・・・・・・・	別冊

1 はじめに

瀬戸市議会は平成29年3月31日に議会基本条例を制定した。これは二元代表制の下、自らの活動原則となる諸規定を定めたもので、議会の最高規範である。

今期は、本条例に基づき市民にとってわかりやすい議会、参加しやすい議会の実現を目指す実践段階であり、本条例の評価検証及び議会改革の更なる推進を図るべく令和元年7月5日に議会改革推進特別委員会を再度設置した。

本委員会の終結に当たり、これまでの調査・研究結果を報告する。

2 組織及び目的等

- (1) **名 称** 議会改革推進特別委員会
- (2) **委 員 数** 7名
- | | |
|-------|------|
| 委 員 長 | 藤井篤保 |
| 副委員長 | 戸田由久 |
| 委 員 | 中川昌也 |
| 委 員 | 高桑茂樹 |
| 委 員 | 池田信子 |
| 委 員 | 浅井寿美 |
| 委 員 | 長江公夫 |
- (3) **設置目的** 議会基本条例の評価検証及び議会改革の推進を目的とする。
- (4) **設置期間** 令和元年7月5日～令和5年3月23日

3 活動の概要

(1) 特別委員会設置の経緯

前期（平成28年5月～平成31年3月）の活動を踏まえ、議会基本条例の検証や政策サイクルに沿った委員会活動の活性化など引き続き議会改革の取り組みを進めていく必要があるとの主旨から令和元年6月13日の議会運営委員会において、再び議会改革推進特別委員会を設置することを決定した。

(2) 議会改革推進特別委員会の活動結果

①議会基本条例の評価・検証

他市の事例も参考に評価・検証の方法を検討。まずは議員（内部）による評価・検証とすることとし、評価・検証シートを用いて各条文について各議員が評価・検証することとした。

1条ずつの評価項目を協議してシート（資料1）を作成。全議員に配布。議員個々の評価をベースとし会派で取りまとめることとした。

提出されたシートに基づき、各条の達成状況を仕分け。一連の評価結果に対し専門的知見として土山希美枝教授（当時、龍谷大学、現在、法政大学）の助言を得た。

同教授の所見として、「条文ごとに評価するのは良い」、「評価・検証シートには議員の問題意識が表れている」、「新しく議員になる人に議会基本条例を知ってもらうことは重要」、「議会基本条例を議員自身にとってリアリティのあるものにしていく必要がある」、「議会基本条例は時間の経過とともに課題が出てくるので検証は必要」といったことが示された。

専門的知見を踏まえ、『自由討議』が不足していることに着目し、新たな仕組みとして導入することとした。（資料2）

②政策検討会議・政策サポーター制度の検討

委員会を越えて政策を深く議論する場が必要であるとし、他市の事例も参考にして、『政策検討会議』の設置を協議。

瀬戸市議会の政策サイクルの中に組み込むこととし、せとまちトーク（市民と議会の意見交換会）で出された意見を常任委員会に振り分ける前に取捨選択及び優先順位付け等を行う機能として全議員が参画する形式とし、令和3年度から運用を開始することとした。（資料3・4）

『政策サポーター制度』については、政策立案の議論に市民が直接参加する

ことで主体的にまちづくりを考えることに繋がるという趣旨の意見を基に意見交換をした。結果、当面はせとまちトークなど既存の仕組みの工夫により対応することとし、必要性などを引き続き検討するという結論とした。

③議員定数・報酬の検討

定数の検討に際しては、議会活動の領域についての認識を共有化するところから着手した。議事機関としての役割のほか、議会として協議や調整を行う場の範囲も拡大していることから、議会活動と議員活動を区分し、当てはまるものを整理した。議会活動は更に「会議・委員会における範囲」と「協議又は調整の場における範囲」と領域も整理した。

議員研修での有識者の知見では、定数が減り議員活動が低下することで市民からは活動実態が余計に見えにくくなり、何をしているのか分からないという不信に繋がり、それにより更に「議員が多すぎる」という意識が再生産される「負の悪循環」を招くおそれがあることが指摘された。

客観的な視点として県内類似団体との比較も考察した結果、人口割や議会費の割合といった項目から見ても多過ぎることはなく、本市域の広さを踏まえると現定数が妥当であるとの結論となった。

報酬についても、議員活動を日にち換算して基礎額に乗じる「積算方式」、類似団体等の比較により算出する「比較方式」、市政への貢献度により導き出す「収益方式」といった方式も掲げ意見交換を行ったが、現状の特別職報酬審議会により審議される方式が近隣の動向や市の財政などを考慮していることから最も妥当であるとの見解となった。(資料5)

④政策検討会議・市民との意見交換の制度見直しの検討

市議会の政策サイクルが活性化するためには、政策検討会議での意見交換が活発に行われることが不可欠であるが、令和3年度の導入初年度の運用実績を踏まえると課題が残るという共通認識の下、意見交換。「政策検討会議の場にて全議員で協議する前の仕掛けが必要」、「地域課題と行政課題の整理が必要」、「常任委員会の課題の共有が前提に無いと議論が起こりにくい」などの意見があり、政策検討会議だけを捉えるのではなく、せとまちトークなど政策資源を獲得する仕組みの検証とも並行して再協議することとした。

⑤委員会代表質問の調査研究

議会の政策立案機能が発揮されるためには委員会活動の強化が不可欠であるという考えに立ち、委員会代表質問制度を既に導入している岐阜県可児市議会の事例を同市議会の川上文浩議員に解説してもらい見聞を深めた。

4 おわりに

本市議会は、議会の最高規範である議会基本条例を平成29年4月から施行し、理念に掲げる「議会が二元代表制の下、十分に機能発揮すること」の実現に向けて議会改革を進めてきた。

議会改革推進特別委員会が、平成28年度に特別委員会と位置付けられた以降、現在の議会活動の基本となる様々な仕組みを構築・導入してきたことは、一定の成果として評価できると自負するものである。

議会改革推進特別委員会は、本日をもって今任期中の活動を終えることになるが、来期以降は「改革」を進化させた「活性化」に議員が一丸となって取り組み、市民福祉の更なる増進を目指していくことを市民の皆さまに約束し結びとする。

